

【法人の概要】

代表者名	理事長 三井 孝夫	所管部(局)課	教育庁 高校教育課	
所在地	甲府市丸の内一丁目6-1	電話番号	055-223-1769	
ホームページURL	https://www.yamanashi-midori.org	E-mailアドレス	info@yamanashi-midori.org	
資本金(基本財産)	538,985 千円	設立年月日	昭和44年5月1日	
主な出資者等	出資順位	出資者名等	出資額	出資比率
	1	一般財団法人関東陸運振興財団	32,500 千円	6.0 %
	2	一般財団法人山梨県指定自動車教習所協会	31,350 千円	5.8 %
	3	県出捐金(山田 眞澄)	30,000 千円	5.6 %
	4	山梨交通グループ	19,735 千円	3.7 %
	5	一般財団法人山梨県トラック協会	17,926 千円	3.3 %
	6	山梨県	16,000 千円	3.0 %
	7	一般財団法人山梨県タクシー協会	9,012 千円	1.7 %
	8	山梨中央銀行交通安全協力会	7,830 千円	1.5 %
	9	鈴木 秀次	7,000 千円	1.3 %
	10	大久保 正博(大丸商事(株)代表取締役)	6,000 千円	1.1 %
	出資その他	2021 団体(者)	361,632 千円	67.1 %
	その他		千円	0.0 %
			538,985 千円	
設立経緯概況等	・交通被災遺児に奨学金等を給付することにより、修学の奨励と健全な育成を寄与することを目的に昭和44年5月1日に設立した。 ・平成16年度に旧日本育英会奨学金から都道府県に移管された高等学校等奨学金貸与事業を平成17年度から実施している。 ・平成20年度に(財)実財団が解散し、その清算財産が本会に寄与されたため、平成21年度から修学奨励金給付事業を実施している。			

【主要事業の概要】

事業名	内容	事業費(単位:千円)		
		平成30年度	令和元年度	令和2年度
事業1 交通被災遺児奨学金給付事業	交通事故により、父若しくは母又はこれらに代わる親族で主たる家計支持者を失った、県内の保育所又は学校に在籍する幼児・児童・生徒に奨学金等を給付する。	4,349	5,891	5,574
事業2 育英奨学金貸与事業	向学心に富み有能な資質をもつ高校生等であって、経済的理由により修学困難な者に対して学資の貸与を行う。	8,506	8,540	8,607
事業3 修学奨励金給付事業	経済的困窮など困難な環境である生徒であって、一定期間にわたり、父母や家族を助けたり、地域や社会に奉仕するなど他の模範となる行為を行っている者に対し、修学奨励金を給付する。	5,205	6,070	5,870

【組織】

各年度 4月1日現在	令和元年度					令和2年度					令和3年度							
	職プロパー	県職員派遣	県職員兼務	県OB	その他	職プロパー	県職員派遣	県職員兼務	県OB	その他	職プロパー	県職員派遣	県職員兼務	県OB	その他			
役員等																		
理事(常勤)	0					0					0							
理事(非常勤)	12		3	3	6	12		3	3	6	12		3	3	6			
監事(常勤)	0					0					0							
監事(非常勤)	2				2	2				2	2			1	1			
評議員	6		2		4	6		2		4	6		2		4			
計	20	0	0	5	3	12	20	0	0	5	3	12	20	0	0	5	4	11
職員																		
管理職	2		2			2		2			2		2					
一般職員	1	1				1	1				1	1						
臨時職員	1				1	1				1	1				1			
非常勤職員	1				1	1				1	1				1			
計	5	1	0	2	0	2	5	1	0	2	0	2	5	1	0	2	0	2
令和3年度プロパー職員の年齢構成(令和4年4月1日現在)	年齢	~20	21~30	31~40	41~50	51~60	61歳以上	合計			平均年齢		平均年収					
	男性			1				1	役員勤				(千円)					
	女性							0	職常勤				(千円)					
	合計	0	0	1	0	0	0	1	※				※					

※個人の年齢、年収が容易に推定できるため不記載

【経営の状況】

(単位:千円)

項 目		平成30年度	令和元年度	令和2年度	増減
正味財産の状況	基本財産等運用益	5,107	5,528	4,166	△ 1,362
	受取会費・受取寄付金	8,891	7,085	7,431	346
	受託事業収益	0	0	0	0
	自主事業収益	0	0	0	0
	受取補助金等	8,616	8,794	8,607	△ 187
	その他の収益	0	0	0	0
	経常収入 計	22,614	21,407	20,204	△ 1,203
	事業費	18,062	20,500	81,103	60,603
	うち人件費	9,536	9,544	10,208	664
	管理費	423	2,447	154	△ 2,293
	うち人件費	305	305	107	△ 198
	経常支出 計	18,485	22,947	81,257	58,310
	当期経常増減額	4,129	△ 1,540	△ 61,053	△ 59,513
	経常外収入	18,750	54	0	△ 54
	経常外支出	17,322	3,575	4,354	779
	当期経常外増減額	1,428	△ 3,521	△ 4,354	△ 833
当期一般正味財産増減額	5,557	△ 5,061	△ 65,407	△ 60,346	
当期指定正味財産増減額	△ 9,402	9,604	11,357	1,753	
正味財産期末残高	2,397,770	2,402,313	2,348,263	△ 54,050	

(単位:千円)

項 目		平成30年度	令和元年度	令和2年度	増減
財務状況	流動資産	12,069	10,891	7,999	△ 2,892
	固定資産	2,389,044	2,392,968	2,342,402	△ 50,566
	資産 計	2,401,113	2,403,859	2,350,401	△ 53,458
	流動負債	2,858	938	1,403	465
	うち短期借入金	0	0	0	0
	固定負債	485	608	735	127
	うち長期借入金	0	0	0	0
	負債 計	3,343	1,546	2,138	592
	正味財産	2,397,770	2,402,313	2,348,263	△ 54,050
	うち基本財産への充当額	538,955	538,955	538,985	30
うち特定資産への充当額	1,847,938	1,858,538	1,868,869	10,331	

(単位:千円)

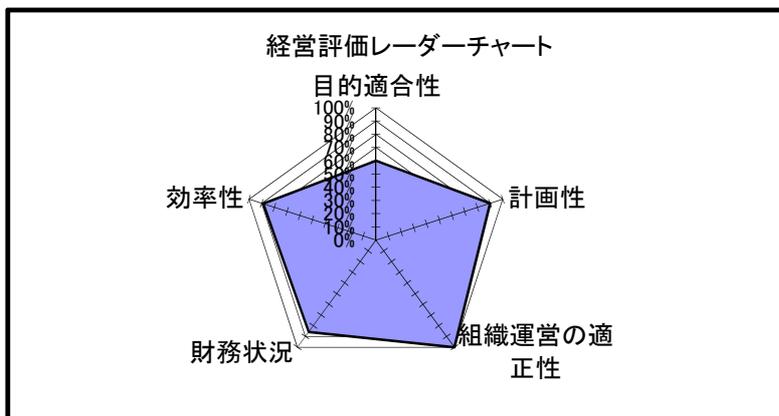
項 目		平成30年度	令和元年度	令和2年度	増減
県の財政的関与の状況	負担金	0	0	0	0
	人件費補助金	6,645	6,608	6,875	267
	人件費以外の補助金	1,971	2,186	1,732	△ 454
	運営費補助金	8,616	8,794	8,607	△ 187
	事業費補助金	0	0	0	0
	補助金 計	8,616	8,794	8,607	△ 187
	人件費委託金	0	0	0	0
	人件費以外の委託金	0	0	0	0
	委託金 計	0	0	0	0
	県支出金 計	8,616	8,794	8,607	△ 187
	県の財政的関与の割合(%)	38.1	41.1	42.6	1.5
県貸付金残高	0	0	0	0	
県債務負担実際残高	0	0	0	0	

【県の財政的関与の状況(令和2年度)】

項目	内容・目的・金額
負担金	
補助金 (運営費)	高等学校等奨学金貸与事業に対する県補助金は、効率的運用により1,217,189円を返還した。
補助金 (事業費)	
委託金	
県債務負担 実際残高	

【自己評価・評点集計】:(経営評価算出表により、法人自らが評価した結果を記入)

評価の視点	評価ポイント	評価項目数	満点	評点	得点率
目的適合性	出資法人が当初の設立目的あるいは公益目的と適合した業務を行っているかを問う視点	3	10	6	60.0%
計画性	出資法人が長期的ビジョンを持って計画的に事業運営に取り組んでいるかを問う視点	3	10	9	90.0%
組織運営の適正性	組織・人事・財務等の内部管理体制が適切に整備、運用され、かつ情報公開による透明性の確保が適切であるかを問う視点	3	9	9	100.0%
財務状況	出資法人の経営の安全性や収益性を問う視点	7	42	36	85.7%
効率性	出資法人の組織の管理運営上における人的・物的な経営資源が有効活用されているかを問う視点	5	18	16	88.9%
合 計		21	89	76	85.4%



【警戒指標数】

目標達成度	
正味財産増減	
流動比率	
借入金依存率	
債務超過	
県の将来負担見込	
回収不能債権	
県の債務処理補助等	
公益認定基準抵触	

【出資法人の自己評価】:(各評価の視点毎に、法人自らによる分析・検証の結果及び対応策を記入)

目的適合性	本会が運営している3事業のうち、交通被災遺児奨学金給付事業及び育英奨学金貸与事業においては、申込者数の減少傾向が続いている。修学奨励金給付事業においては、申込者が増大している。本会事業の公益性は高く、今後も設立目的に沿って事業を継続するとともに貸付事業における未収金を減らすように努める。
計画性	平成29年度に策定した中期経営計画に沿って事業を運営しており、交通被災遺児奨学金給付事業は計画どおり給付者の拡充、寄付金の確保を進めている。育英奨学金貸与事業においては、人員が限られていることや専門知識がないことなどから、返還の目標に達しておらず、奨学金管理システムの改修にあたっては、予算の確保が難しい状況である。
組織運営の適正性	3事業を3名の職員(プロパー職員1名、臨時職員1名、非常勤職員1名)と県職員2名が管理職として兼務し実施している。必要最低限の人数である。
財務状況	交通被災遺児奨学金事業、修学奨励金給付事業については、寄付金の受入や基本財産の運用益により事業を実施している。ここ数年は高い運用益を得ることが厳しい状況であるため、適切かつ効率的に運営を行っていく。育英奨学金貸与事業についても経費節減に努め効率的な運営を行っている。
効率性	職員数が限られている中で、効率的な運営を行っている。
総合的評価	職員数が少ない中で、概ね良好な結果と判断するが、引き続きの課題として、育英奨学金貸与事業の滞納者への督促業務等に対応するため、長期的な視点に立って職員体制や財源の確保を検討していく必要がある。 県からの補助金を受けない給付金事業においては、基本財産の運用益の確保が厳しいことから、引き続き効率的な運営を心掛ける。



対応策	育英奨学金貸与事業については、現状の職員体制の中では、回収目標を達成することは厳しいことが想定されるが、返還者からの返還を着実に進めるとともに、交通被災遺児及び修学奨励金給付事業についても、適切な資産運用を行い、効率的な運営に努める。
-----	---

【法人担当部局の所見】:(法人所管部局による各評価の視点毎の分析、評価)

目的適合性	事業の意義、効果、公益性は高く、財団の設立目的に沿った事業が行われている。今後は、設定した奨学金の返還率の目標が当年度返還金とあわせ過年度滞納分についても達成されるよう取り組んでいく必要がある。
計画性	中期経営計画を策定し、短期・中期の観点から業務を計画的に進めているが、今後、目標に対する達成状況の確認や分析を行い、対応策の検討や計画への反映なども行っていく必要がある。
組織運営の適正性	必要最小限の人数で適切な運営が行われている。個人情報等の取扱いや業務上発生するリスクの共有や確認、情報公開等、引き続き適正な組織運営に取り組んでいく必要がある。
財務状況	最も予算規模の大きい育英奨学金貸与事業の貸付原資の国からの交付が平成26年度をもって終了した。今後は、過年度滞納分の回収を含めて返還金の回収を徹底し県からの財政支援に頼らない運営を確立させることにより経営の安定化を図っていく必要がある。
効率性	令和元年度は、周年事業の実施により管理費が増加したが、人件費の抑制やその他管理費の削減に努めており、効率的な運営が図られている。育英奨学金貸与事業の返還業務が増える中で、業務の一層の効率化を図るため、債権管理ソフトの老朽化への対応や貸付金の回収業務の徹底を図る必要がある。
総合的評価	計画性などの評価項目については、十分に評価できるものと考えている。ただし、低い評点となった評価項目の改善については、長期的な視点で取り組む必要がある。また今後、育英奨学金貸与事業の返還者が増加していく中、返還率85%という目標を達成するため、人員体制など業務の改善・強化を図りたい。

【総合評価】:(経営評価委員会、経営検討委員会による総合評価)

総合評価 ランク	A	A 得点率80%以上かつ警戒指標なし B 得点率70%以上80%未満または警戒指標が1 C 得点率60%以上70%未満または警戒指標が2 D 得点率60%未満または警戒指標が3以上
総合的所見	<p>得点率 85.4 %</p> <p>警戒指標数 0</p> <ul style="list-style-type: none"> ・令和2年度は、周年事業があった前年度から大幅に管理費が減少するなどして、管理費比率が大きく低下し、効率性の評点が向上した。 ・一方で、育英奨学金貸与事業において、滞納額に対して引当てている額が少額であることが公認会計士から指摘され、貸倒引当金の設定の見直しを行った結果、固定資産にマイナス計上するとともに、前年度との差額を貸倒引当金繰入額に費用計上したことにより、経常支出が増加し、一般正味財産増減額が減少したため、財務状況の評点が低下した。 ・育英奨学金貸与事業は、国からの貸付原資の交付が平成26年度で終了しており、安定した事業継続に向けて貸与資金を回収する必要があるが、近年達成できていなかった当年度滞納分の返還率については、新規返還者の減少や督促業務の強化を要因として、目標を達成することができており、引き続き、資産の効果的かつ効率的な運用や寄付金の受入等により、奨学金事業の財源確保に取り組んでいく必要がある。 ・また、債権管理を厳格に行いながら、返還金回収対策の一層の強化を図るとともに、職員の債権回収に係る知識習得の促進と併せ、回収業務の今後の進め方について検討していく必要がある。 	



【総合所見等に対する今後の対応方針】

<ul style="list-style-type: none"> ・交通被災遺児奨学給付事業及び修学奨励給付事業については、一定規模の寄付金を確保出来ているが、運営費の財源となる基本財産の運用益は年々減少しているため、寄付金の確保と併せ、安全かつ効率的な財産の運用に取り組むとともに、引き続き、法人事業全体について公認会計士の指導を受ける中で、管理費の適正な執行を含め健全な事業運営に努める。 ・育英奨学貸与事業については、増加し続ける返還滞納額を縮減するため、次期中期経営計画を見直し、計画的に電話督促や臨戸訪問を行い、当該年度返還金回収率を90%に引き上げ新たに設定した過年度滞納金の回収率15%と併せ達成を目指すとともに、回収が難しい債権については、規程に基づく債権処分についても検討する。 ・また、近年、貸与者数が減少しており、限られた人員や財源の中で、今後は、債権回収業務に注力する必要があり、職員の債権回収知識の習得等をはじめ、有効な債権回収の方策を検討する。
